「今治市景観計画」変更・新旧対照表

計画書　１２ページ

変　更　後

第３章　景観計画区域における行為の制限等

（２）行為の制限に関する事項

② 届出の必要な行為

■ 届出の必要な行為　　のうち、「工作物」

行為の種別		対象となる規模等
工作物	・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替 ・色彩の変更	②　高さが 13mを超え、又は築造面積若しくは設置面積の合計が 1,000 ㎡を超える以下のもの ア　電波塔（携帯電話の基地局等） イ　石油、ガス、セメント、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設 ウ　コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの エ　太陽光発電設備（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）及び風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備 （外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更は、上記規模を超える工作物で、変更面積が外観の過半となるもの） ③　高さが 30mを超える電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線 （外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更は、上記規模を超える工作物で、変更面積が外観の過半となるもの）

変　更　前

第３章　景観計画区域における行為の制限等

（２）行為の制限に関する事項

② 届出の必要な行為

■ 届出の必要な行為　　のうち、「工作物」

行為の種別		対象となる規模等
工作物	・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替 ・色彩の変更	②　高さが 13mを超え、又は築造面積が 1,000 ㎡を超える以下のもの ア　電波塔（携帯電話の基地局等） イ　石油、ガス、セメント、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設 ウ　コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの （外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更は、上記規模を超える工作物で、変更面積が外観の過半となるもの） ③　高さが 30mを超える電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線 （外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更は、上記規模を超える工作物で、変更面積が外観の過半となるもの）